

5月31日 [金] が納付期限！ 軽自動車税 & 自動車税

軽自動車税・自動車税ともに毎年5月末が納期限です。軽自動車税は町から、自動車税は県から納税通知書が送付されますので、忘れずに納付をお願いします。



町で課税

軽自動車税

お問い合わせ 益子町税務課町民係

TEL (72) 8832

軽自動車やバイクが対象

660CC以下の四輪車（軽自動車）やバイク、トラクターやコンバインなどの農耕車をお持ちの方には、軽自動車税が課税されます。4月1日時点で登録のある方へは、町からの納税通知書が5月10日に発送されます。

口座振替の登録をされていない方へは、役場・金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等で納付ができる納付書を同封しています。

減免制度と申請方法

身体や精神に障がいのある方のために使用される軽自動車については、手続きをすることで、軽自動車税の減免を受けることができます。

また、軽自動車税の減免申請は毎年申請が必要ですので、前年度に引き続き減免をご希望の方は、お手数ですが再度お手続きをお願いいたします。

▶軽自動車税減免の対象となる要件

運転者	所有(取得)者	要件等
心身障がい者	心身障がい者	心身障がい者の方が運転する場合は心身障がい者の方が所有(取得)する軽自動車に限ります。
生計を一にする方	心身障がい者 生計を一にする方	障がいのある方が同乗して使用される必要があります。
常時介護する方	心身障がい者 常時介護する方	

- ・リース車は該当になりません。
- ・「所有」には、割賦販売により所有権が売り主に保留されている場合を含みます。
- ・障がいの程度によっては該当しない場合があります。

▶申請に必要な書類

- ① 減免申請書（税務課窓口にあります）
- ② 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ③ 運転免許証
- ④ 印鑑
- ⑤ 軽自動車税納税通知書（5月10日発送予定）
- ⑥ 自動車検査証
- ⑦ 常時介護証明書（常時介護する方のみ）

▶減免申請期限

5月24日(金)

県で課税

自動車税

お問い合わせ 栃木県真岡県税事務所

TEL (82) 2135

軽以外の自動車に課税

660CCを超える四輪車や軽自動車に分類されないその他の自動車には、自動車税が課税されます。軽自動車と同様、毎年5月に納税通知書が送付されますが、こちらは県からの発送となります。

また、軽自動車とは異なり、年度の途中で名義変更や廃車の手続きをした場合、年度の残り月数に応じて納付済の税金が還付となります。

納付は金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口のほか、便利なクレジットカード（Yahoo! 公金払い）、ペイジー（ネットバンキングやATM）でも可能です。コンビニエンスストア・クレジットカード・ペイジーは土日祝日も対応しています。納期限までの納付をお願いします。

減免制度

自動車税も、身体などに障がいのある方のため使用される自動車については一定の要件に該当する場合、減免の制度があります。詳しくは栃木県真岡県税事務所までお問い合わせください。

減免を受けることができる自動車は、心身障がいの方1人について1台です。軽自動車税・自動車税の減免を同時に受けることはできません。